

## 五島市イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要領

(平成25年10月17日決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、五島市イメージキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「着ぐるみ」とは、五島市が所有するイメージキャラクターの着ぐるみで、次に掲げるものをいう。

- (1) ごとりん
- (2) バラモンちゃん
- (3) つばきねこ

### (使用承認の申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめイメージキャラクター着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用承認申請の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に着ぐるみの使用目的、使用期間及び使用場所を通知することをもって、承認申請書の提出に代えることができる。

- (1) 五島市職員であって、市が主催又は協力団体として参加するイベント、式典及びその他行事で使用するもの
- (2) 五島市内に居住する者であって、五島市内で行うイベント、式典及びその他行事で使用し、当日中の着ぐるみの受領及び返却ができるもの

### (使用の承認)

第5条 市長は、前2条の規定による使用承認の申請があったときは、次の各号に該当する場合を除き、その使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用や品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) 使用承認された用途以外に使用するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認をしたときは、イメージキャラクター着ぐるみ使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、使用承認をしなかったときは、イメージキャラクター着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条の規定による申請に係る場合であって、市長が既に他の申請者に対して使用承認していることにより、当該申請に係る使用承認をしなかったときは、市長は申請者に使用の承認をしない旨を口頭により通知することができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 着ぐるみを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (3) 着ぐるみの使用に当たっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損したときは、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と負担により修理を行なうこと。また、汚損したときは、協議のうえ申請者の責任と負担によりクリーニングを行なうこと。
- (4) 承認を受けた者は、これを転貸しないこと。
- (5) 使用期間を遵守し、使用後は、3日以内に返却すること。
- (6) 使用に当たっては、別途定める着ぐるみ使用マニュアルを熟読すること。

（使用期間）

第7条 使用期間は、第4条の規定による使用承認を除き、原則として1週間以内とする。

（使用料）

第8条 使用料については無償とする。

（使用状況の報告）

第9条 着ぐるみを使用した者は、速やかに使用状況につき、イメージキャラクター着ぐるみ使用報告書（様式第4号）にポスター、チラシ、写真等使用実績を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定による使用の場合には、イメージキャラクターを使用している写真及びその使用場所が分かる写真1葉又はこれらの画像データを記録した電磁的記録媒体を、市長に提出することをもって、使用報告書の提出に代えることができる。

（損害賠償）

第10条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者又は第三者に対し損害を与えたときは、市長は、その責めを一切負わないものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、着ぐるみの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該着ぐるみの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知するものとする。

3 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から適用する。

様式第1号（第3関係）

五島市イメージキャラクター着ぐるみ使用申請書

年 月 日

五島市長 様

申請者 住 所  
氏 名

下記のとおり、五島市イメージキャラクターの着ぐるみを使用したいので申請します。  
記

1 使用を希望する着ぐるみ	1 「ごとりん」 2 「バラモンちゃん」 3 「つばきねこ」
2 使用用途	
3 使用場所	
4 使用日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）
5 貸出日	年 月 日（ ）
返却日	年 月 日（ ）
6 連絡先	担当者名
	電話番号
7 添付書類（企画書等）	

様式第2号（第4関係）

五観第 号  
年 月 日

五島市イメージキャラクター着ぐるみ使用承認通知書

申請者

様

五島市長

年 月 日付けで申請のあった五島市イメージキャラクターの着ぐるみ使用について、五島市イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要領第4第2項の規定により、下記のとおり使用を承認する。

記

使用目的 (事業)	
使用用途(形態)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
使用する場所等	

使用上の遵守事項

- 1) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (3) 着ぐるみの使用に当たっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損等があれば、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と負担により修理を行なうこと。また、汚損の場合は、協議のうえ申請者の責任と負担によりクリーニングを行なうこと。
- (4) 承認を受けた者は、これを転貸しないこと。
- (5) 使用期間を遵守すること。使用後は、3日以内に返却すること。

様式第3号（第4関係）

五観第 号  
年 月 日

五島市イメージキャラクター着ぐるみ使用不承認通知書

申請者

様

五島市長

年 月 日付けで申請のあった五島市イメージキャラクターの着ぐるみ使用について、五島市イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要領第4第2項の規定により、下記のとおり使用不承認とする。

記

使用目的 (事業)	
使用用途(形態)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
使用する場所等	
不承認の理由	

様式第4号（第8関係）

五島市イメージキャラクター着ぐるみ使用報告書

五島市長 様

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付けで承認を受けた着ぐるみの使用が終了いたしましたので、当日の写真等を添えて下記のとおり報告します。

記

1 使用した着ぐるみ	1 「ごとりん」 2 「バラモンちゃん」 3 「つばきねこ」
2 使用用途	
3 使用場所	
4 使用日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（ 日間）
5 集客・参加人数等	約 人
6 連絡先	担当者名
	電話番号
7 添付した写真等の説明	